

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団 KaNaDe

適用事業所

- ・有料老人ホームかなで
- ・かんときかなで
- ・あっとほーむな訪問看護ステーションやまと
- ・あっとほーむな居宅介護支援事業所やまと

1 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為と認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見、早期対応に努め、虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、また生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為を放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

① 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

② 委員会の構成員

委員会の委員長は理事長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者、その他委員長が指名した者とする。

虐待防止委員会の構成員及び役割

事業所	構成員	役割
医療法人社団 KaNaDe	理事	虐待内容を当事者と話し合い、確認し虐待内容及び原因や課題等に対し解決に向けて取り組み検討・指示をおこなう 市町村等への報告
有料老人ホームかなで	施設長	利用者・家族から虐待の相談・発見・確認・報告、解決に向けての取り組みの検討・実施
かんとさかなで	管理者 介護リーダー	利用者・家族から虐待の相談・発見・確認・報告、解決に向けての取り組みの検討・実施 虐待の早期発見・確認・報告、解決に向けての取り組みの検討・実施
あっとほーむな訪問看護ステーションやまと	管理者	利用者・家族から虐待の相談・発見・確認・報告、解決に向けての取り組みの検討・実施 医療の必要に応じて対応
あっとほーむな居宅介護支援事業所やまと	管理者	当事者により虐待の相談受付・確認・報告、解決に向けての取り組みの検討 改善策の実施状況の確認
栄養部	管理者	虐待の早期発見・確認・報告、解決に向けての取り組みの検討・実施
事務部	事務長	関係者・関係機関への連絡・報告

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回、および職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護および虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人および保護者、職員等からの虐待の通報があるときは虐待防止対応規程に基づき、対応します。

また、法人職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当にも通報します。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 成年後見制度の利用支援に関する基本方針

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決に関する基本方針

虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

対応の流れは上述の「5 虐待発生時の対応に関する基本方針」に依るものとします。

苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

9 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービス向上のため常に研鑽します。

R5.3.1 制定